

設計委託業務の難易度による割増

設計委託業務の難易度により、次の通り主任監督員の評定点に加算する。

該当する大項目がない場合	0点
該当する大項目が1つの場合	5点
該当する大項目が2つ以上の場合	10点

大項目	項目	細目
1. 地盤・地質条件に対する特別な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物設置位置の地盤がひどく軟弱である ・ 構造物設置位置の地質の状況が非常に悪いもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な対策（処理）工法の検討が必要なもの ・ 地盤強度の解析等が困難なもの ・ 地すべり、斜面崩壊のおそれがあるもの ・ 地盤の圧密沈下、変形が大きいもの
2. 地形、気象等自然条件に対する特別な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風や波浪条件が非常に厳しいもの ・ 地下水（地表水）や湧水が特にひどいもの ・ 地形が非常に複雑なもの ・ 上記以外で地形・自然条件が非常に厳しいもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風や波浪の推算が難しいもの ・ 特殊な対策（処理）工法の検討が必要なもの ・ 標準構造物以外の特殊な構造、形式の検討が必要なもの ・ その他、特殊又は特別な地形、自然条件により、特殊又は特別な工法、構造物等の検討が必要なもの
3. 特殊な社会条件に対する特別な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳密な騒音、振動対策の検討が必要なもの ・ 高度な水質・大気汚染対策の検討が必要なもの ・ 周辺景観及び国立公園法等により特に（自然）景観に配慮して設計する必要があるもの ・ 特殊な交通対策、輸送計画の検討が必要なもの ・ 計画（周辺）地域に生息する生物に対する慎重な対策の検討が必要なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な対策（処理）工法の検討が必要なもの ・ 標準構造物以外の特殊な構造・形式の検討が必要なもの ・ 特に景観に配慮した構造形式、色彩、材料等の慎重な検討が必要なもの ・ 交通渋滞地域において、特別な交通・輸送対策（計画）の検討が必要なもの ・ 生態系への配慮のため、特別な調査や対策の検討が必要なもの ・ その他特殊又は特別な社会条件により、特殊又は特別な工法、構造物等の検討が必要なもの
4. 新工法、特殊工法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外で、新しい工法あるいは特殊な工法の検討を行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外で新しい工法あるいは特殊な工法の検討を行うもの
5. 新しい理論・公式の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい理論・公式を採用したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい理論・公式等を採用して設計したもの
6. 大規模な仮設備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な仮設備の検討が必要なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム、トンネル、橋梁の大規模な仮設備の検討が必要なもの ・ 大規模な仮設備構造物の検討が必要なもの
7. その他特殊又は特別な検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の特殊又は特別な構造物等の検討が必要なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な設計条件、現場条件等により、上記以外に特殊又は特別な工法・構造物等の検討が必要なもの